

京都市告示第 35 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、休止、廃止及び辞退の届出がありました。

平成19年4月27日

京都市長 榎本頼兼

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
三浦 由夫	三浦鍼灸院	北区紫野上築山町 39番地の10	北区紫野上築山町 39番地の8 第三衣笠ビル1F	平成18年10月1日
玉水 擁	玉水鍼灸院	南区西九条柳ノ内 町71番地の5 近松ビル5階	南区東九条松田町 14番地	平成19年2月27日

施術者名称変更

施術者の名称	変更前名称	変更後名称	所在地	変更年月日
浅地 健	あさじ治療院	浅地鍼灸院	北区大宮東脇台町 12番地の4	平成19年1月1日

医療機関休止

名称	所在地	休止年月日
西田診療所	上京区御前通下立売上ル天満屋町 325番地	平成19年3月10日
小延医院	左京区山端大君町16番地の1	平成19年3月10日
耳鼻咽喉科気管食道科 岡本医院	山科区四ノ宮神田町42番地	平成19年2月2日
本多歯科医院	下京区大宮通丹波口下ル大宮一丁目 553番地	平成19年2月18日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
東和医院	南区東九条西札ノ辻町12番地の10	平成19年2月26日
吉田小児科医院	伏見区深草大亀谷内膳町8番地	平成19年2月14日
吉松医院	西京区桂乾町20番地の7	平成19年2月28日
岩佐医院	山科区竹鼻堂ノ前町15番地	平成19年2月25日
神原歯科医院	中京区御池通堺町西入御所八幡町 231番地	平成19年2月28日
ごうだ歯科医院	伏見区桃山町因幡10番地の10 リ バティ菅原3F	平成19年2月28日
みのり薬局西陣	上京区五辻通七本松西入上る老松町 103番地の57	平成19年3月4日
たんぼぼ薬局聖護院店	左京区聖護院山王町36番地の1	平成19年1月31日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
松本治療院	左京区南禅寺下河原町50 番地 南禅寺荘202	松本 美紀	平成19年3月31日
ひまわり整骨院	山科区栂辻草海道町7番地	槇 健一郎	平成19年1月31日

医療機関辞退

名 称	所 在 地	辞退年月日
初岡歯科医院	中京区西ノ京中御門東町58番地	平成19年3月31日

施術者辞退

名 称	所 在 地	開設者	辞退年月日
ダイゴロー整骨 院	伏見区醍醐高畑町30番 地の1の2の16	上米良 稔	平成19年3月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)